

日置市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税返礼品拡充 対応設備整備支援事業費補助金交付要領

1 目的

この補助金は、予算の範囲内において、日置市のふるさと納税（以下「ふるさと納税」という。）の拡充及び安定化に資する必要な設備の整備を行う事業者等を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う需要低迷のなか、ふるさと納税返礼品提供事業者の事業継続の支援及び地域資源を活用した地域経済好循環の拡大を図ることを目的とします。

2 補助対象者

次のいずれにも該当する事業者等とします。

- (1) ふるさと納税において返礼品を提供している者又は提供する見込みのある者
- (2) 日置市内に工場、営業所、事務所等（以下、「工場等」という。）を有し事業を行う者
- (3) 市税その他市の徴収金に滞納がないこと。

ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象となりません。

- ・暴力団等に関与している者
- ・政治団体
- ・宗教上の組織又は団体
- ・補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、製品又はサービス（以下「製品等」という。）をふるさと納税の返礼品として提供するために必要な設備の整備とし、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) ふるさと納税の拡充及び安定化に資する事業であること。
- (2) 日置市内の工場等において自己の用に供するために、補助金の交付決定を受けた日から令和5年2月28日までに取得する設備であること。
- (3) 当該製品等をふるさと納税の返礼品とすることについて、市が確認していること。

- (4) 当該事業が他の補助金等の交付を受けていないこと。

4 補助金交付の内容

- (1) 事業実施期間 交付決定日 ～ 令和5年2月28日
(2) 補助対象経費【*可能な限り日置市内事業者のご活用をお願いします。】

上記3の事業を行うために、補助対象者が支払った次のいずれにも該当する経費とし、消費税及び地方消費税に相当する額は含みません。

ア ふるさと納税の返礼品の製作等に使用する設備に要する経費

イ 1件当たり30万円以上の経費

※1件当たりとは、合理的な理由による設備の種類を単位とします。
そのため、例えば、A設備20万円、B設備15万円の合計35万円の場合では対象となりません。

- (3) 補助金の額

補助率 補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額以内

※1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額

補助上限額 1,000千円以内

- (4) 補助金の交付時期

補助金の交付は、事業終了後の精算払となります。

- (5) その他

本補助金に係る各種手続き等については本要領のほか、「日置市補助金等交付規則」及び「日置市新型コロナウイルス感染症対策ふるさと納税返礼品拡充対応設備整備支援事業費補助金交付要綱」に定める規定を遵守し、実施します。

5 補助金交付決定及び事業開始

日置市に補助金の交付申請書を提出し、その申請に対し日置市が交付の決定をした日以降が事業開始となります。

6 その他

- (1) 補助金の交付決定日前に発生した経費は補助対象にはなりません。
(2) 補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還する必要があります。

- ア 関係書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金交付の目的に適合しないとき又は交付決定の際に付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
 - ウ 補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産等について、原則、処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること）はできません。

8 お問い合わせ先

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市総務企画部商工観光課商工政策係

電話 099-248-9409

FAX 099-273-3063